

第2期 天理市空家等対策計画の策定について

1. 第2期計画策定の趣旨

平成 27 年に施行された「空家等対策」の推進に関する特別措置法」において、市町村に「空家等対策計画」の作成及び計画に基づく空家等対策の実施が求められました。

本市においては、平成 30 年7月に天理市空家等対策計画を策定し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現計画は、期間が令和4年度までとなっていることから、引き続き空家等の施策を推進するために、第2期空家等対策計画を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会・経済状況の変化や国・県の動向、市の上位関連計画等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行います。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
天理市 第6次 総合計画	基本構想										
	前期基本計画				後期基本計画						
天理市 空家等 対策計画	→			計画期間 R5年度～R9年度					→		

3. 第2期計画の策定に向けて

1)手法

- ①空家等対策協議会での協議内容の反映
- ②パブリックコメントの実施による市民からの意見聴取
- ③空家等実態調査及び所有者へのアンケート調査による結果の反映

2)改定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会					会議			会議			会議	
作業工程	素案	→				案	→				修正	決定
パブコメ									議会報告	募集	公表	議会報告